

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第7巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 教育権分離返還構想, 日航の沖縄運航, 米国大統領選, 沖縄主席選挙, 米国側担当者の私見, 沖縄関係特別措置費, 土地問題, 立法院, 要望書, 琉球列島の統治に関する大統領令, 沖縄・小笠原及び級委任統治関係, 岸大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43634">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43634</a>

中華教育報 分離返還構想 12.3.7

秘  
無期限

沖縄教育権分離返還構想について

昭和41. 9.26

外務省北米局

戦後20年を経た今日、なおわが国の国土と国民の一部が、他国の施政権下にあることが、きわめて望ましからざる事態であり、また沖縄問題が日米関係上の最大の懸案として、その早期解決が望ましいことは論を待たない。特に、沖縄内部の政情の推移、わが国国民感情の動き等にもかんがみ、政府として、この際施政権返還問題を含む沖縄問題解決のための根本的検討を開始することは時宜をえた措置であろう。しかしながら、かかる検討は、沖縄問題に關係するすべての要因を十分考慮に入れ、総合的、全般的な視野から行なわれなければならない。現在の時点において、教育権のみをとり上げて、その分離返還の実現のため、米側との交渉を行なうということには、以下のとおりの問題があると考えられる。

1. 沖縄問題に関する現在の日米間の基本的合意は、昨年1月佐藤總理訪米の際の共同コミュニケに示されているとおりである。本共同コミュニケは、(1)沖縄における米国の軍事施設が極東の安全のため重要であることの日米双方による確認、(2)施政権返還についてはできるだけ早い機会に返還されるようにとの日本側の願望に対し、この願望に理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望するとの米側の態度の表明、(3)沖縄住民の福祉の向上のため、対沖縄援助を含め、日米が協力することの合意の3点からなつている。

2. 今日まで、沖縄問題について日本からの援助の質量両面における改善、日米協議委員会の機能拡大、沖縄からの移住者に対する日本政府の第一義的責任の確立、沖縄における日本旅券の発給等の進展がみられているが、これは沖縄の安全保障上の役割りや施政権返還問題とは別個に、米側施政権の下で「沖縄住民の福祉向上のための日米協力」の観点から進められてきたものである。

3. 仮りに、今回の教育権分離返還の構想が、住民の福祉向上に関する日米協力の範囲を越えて、施政権の態様にまで変更を及ぼさんとするものである場合には、当然上記の共同コミュニケに示されている施政権の態様の変更と日本自体を含む極東の安全保障上の要請との調整について、日米間で根本的な検討と新たな合意が必要とされることになる。かかる基本的合意を見出す途をとることなく、施政権の一部にせよ、それを返還することの交渉に米側が果して応ずるやは以下のとおりきわめて疑わしいといわざるをえない。

4. 米側としては、従来より、日本側の沖縄に対する要求が、同国の施政権に対する蚕食となることを最もおそれている。すなわち、古くは1961年池田総理訪米の際、その準備段階において、日本側が自治権拡大、経済、福祉向上を要求したのに対し、米側は、日本側が16年前に平和条約で決つたことを一歩一歩ニブル・アウェイ（かじりとる）していくというのを

ら、明確にこれを拒否する旨を強く主張し、池田、ケネディー会談によつて、沖縄での日章旗掲揚に同意した際にも、米側は、これによつて住民の施政権返還の希望がかえつて強化されることを懸念したが、総理から、この措置は逆に住民の気持を鎮めるのに役立つであろうと述べられたので、ふみ切つたとの経緯があり、この事例は、7月の日米貿易経済合同委員会の際の総理及び椎名外務大臣とラスク国務長官との会談において、ラスク長官によつて指摘されている。

教育権の分離返還の構想は、教育が、軍事施設の機能とは関係の稀薄な点に着目したものとみられるが、以上の経緯よりみれば、米側としては、現在教育に関する日本側の要求を容れれば、それは新たな要求を生むことになり、結局その安全保障上の要請（具体的には、核兵器の配備使用を含む軍事基地使用の完全な自由）を満たすための措置についてなんらの保障や確認をもえられないまま、ずるずると米側権益の縮

小に至るのではないかということを危ぐ警戒する態度に出ることを予想しなければならない。

この関連で、たとえば、ライシャワー大使は離任直前の記者会見において、日本人の国民感情と、沖縄の米軍基地に関する日米両国の防衛上の利益との間には、当然一種の相こくがあり、この両者をうまく調和させていく方向で解決の道をさがしたいと述べている。

米国としては、わが方要求がその1つ1つについて、軍事施設の運営と直接の関係をもたないものであつても、米側においてはそれの終局的な目標は、なんであり、なんのための一歩であるのか、との問題が提起され、わが国に対し、沖縄における軍事施設の有効な運営を中心として、沖縄の施政のあり方の全般的姿についての明確な考え方を提示することが要求されることとなり、それに対しわが方が、明確、かつ、基本的に米側も受諾可能なヴィジョンを示しうるのでなければ、米側としては、これに乗つてくる可能性は少ないと考えざるをえない。

# 沖縄における教育権返還問題関係資料

昭和四十年十一月二十五日



## 沖繩における教育権返还問題

本資料は、所謂「教育権返還問題」を日米間の外交hardtに秉せる前提として、この具体的試験を沖縄問題懇談会においてとりまとめるための資料として作成し

たる事

により決定されるべき問題点を掲記した。



原案	説明	問題	項目
(一) 教育の基本に関する事項	○ 現行の沖縄の教育基本法は、本土のそれと殆んど異なり。たゞ本土のそれが「日本国憲法の精神に則り」と他関係法令の範囲をどうにかするか。(文部省) ○ 以下のすべての事項に共通する問題として「そのあるのに對し、現地のものは、「日本人として」の教育検討は、特別なものぞ除いてある極度日本化に關する事が進み、基本的事項につき丁寧がされてからである。	○ 学校教育の基本に関する事項 (現行関係法規)	(一) 学校教育法(昭二二一, 法律二一五)
(二) 教育基本法に関する事項	○ 以下すべての事項に共通する問題として「そのあるのに對し、現地のものは、「日本人として」の教育検討は、特別なものぞ除いてある極度日本化に關する事が進み、基本的事項につき丁寧がされてからである。	○ 学校教育の基本に関する事項 (現行関係法規)	(二) 学校教育法(昭二二一, 法律二一六)
(三) 公立学校の学級編成、教職員定数に関する事項	○ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数に関する法律(理行関係法規) ○ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数に関する法律(昭三三, 法律一一六)	○ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数に関する法律(昭三六, 法律一八八) ○ 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(四七)	(三) 公立学校の学級編成、教職員定数に関する事項 (現行関係法規)
(四) 教育職員の免許に関する事項	○ 教育職員免許法(昭一一四, 法律一) (現行関係法規)	○ その他関係法令 ○ 教育職員の免許に関する事項 (現行関係法規)	(四) 教育職員の免許に関する事項 (現行関係法規)



原案	明確な問題点	説明	(七) 教科用図書に関する事項
○ 原案としては、本土が未だに中学生ままで無償貸借となることであるが、沖縄については日本政府援助により中学生までを無償措置の対象としている。	この事項に関する限りは、本土が未だに中学生ままで無償貸借となることであるが、沖縄については日本政府援助により中学生までを無償措置の対象としている。	○ 教科書の発行に関する臨時措置法 (現行関係法規)	○ 教科用図書に関する事項
○ 原案としては、本土が未だに中学生ままで無償貸借となることであるが、沖縄については日本政府援助により中学生までを無償措置の対象としている。	この事項に関する限りは、本土が未だに中学生までも無償貸借となることであるが、沖縄については日本政府援助により中学生までを無償措置の対象としている。	○ 教科書の発行に関する臨時措置法 (現行関係法規)	○ 借りたての教科用図書の無償貸借に関する法律(昭三七、法律六〇)
○ 原案としては、本土が未だに中学生までも無償貸借となることであるが、沖縄については日本政府援助により中学生までを無償措置の対象としている。	この事項に関する限りは、本土が未だに中学生までも無償貸借となることであるが、沖縄については日本政府援助により中学生までを無償措置の対象としている。	○ 教科書の発行に関する臨時措置法 (現行関係法規)	○ 借りたての教科用図書の無償貸借に関する法律(昭三八、法律一八二)
○ 教育に対する経費の国庫負担に関する事項	教育に対する経費の国庫負担に関する事項	○ 教育に対する経費の国庫負担に関する事項	○ その他関係法令
○ 沖縄についても、本土の各府県は地方交付税により、その上での上級課税地である沖縄と同様に、本邦よりも高率な国庫負担を行なうように条例を定め戦後今までに蓄積された格差の塊(現況等)を考慮の上、教育に対する経費の国庫負担について、本土の各府県は沖縄についても、本土の各府県は地方交付税により、その上での上級課税地である沖縄と同様に、本邦よりも高率な国庫負担を行なうように条例を定め必要がある。この特例をどの程度とするか。	教育に対する経費の国庫負担に関する事項	○ 市町村立学校職員給与負担法 (現行関係法規)	○ 公立高等學校定期制遇職員費國庫補助法(昭一三三、法律一三五)
○ 教育行政権を返還したとしても、米国は他の一般施政を行なう施政権者の立場があり、したがって、所謂財政権と称するもの、すなわち許される財源を各行政部門間に均衡を保つかつくり配分する権限がある。この立場から見れば、たとえその手を離れた部門とはいえて、教育部門に他の部門と著しく均衡を失した財源が配分されること……その結果、例えば教育部門の公務員の	○ 教育行政権を返還したとしても、米国は他の一般施政を行なう施政権者の立場があり、したがって、所謂財政権と称するもの、すなわち許される財源を各行政部門間に均衡を保つかつくり配分する権限がある。この立場から見れば、たとえその手を離れた部門とはいえて、教育部門に他の部門と著しく均衡を失した財源が配分されることは……その結果、例えば教育部門の公務員の	○ 稽游教育費國庫負担法(昭一七八) 法(昭一七八、法律二四七)	○ その他関係法令 法律三〇(三)

原案	説明	問題点	問題点
(九) 私立学校に関する事項	沖縄においては私立学校は 私立大学の研究設備に対する国との補助に觸る法律(昭三一、法律一七〇)(廻行關係法規)	○私立大学の研究設備に対する国との補助に觸る法律(昭三一、法律一七〇)(廻行關係法規)	○私立大学の研究設備に対する国との補助に觸る法律(昭三一、法律一七〇)(廻行關係法規)
(十) 学校保健に関する事項	○その他関係法令 (廻行關係法規)	○学校保健法(昭三三、法律五六)	○学校保健法(昭三三、法律五六)
(十一) 学校給食に関する事項	○その他関係法令 (廻行關係法規)	○学校給食法(昭一九、法律一六〇)	○学校給食法(昭一九、法律一六〇)

が起る場合、困惑を感じることとなる。したがって、給与が他の部門の公務員の給与を著しく上回ること等の原案としては、後述するように日米間の調査機関を設け、毎年度この機関において調査することが適当と考えている。)

沖縄においては私立学校は  
私立大学の研究設備に対する国との補助に觸る法律(昭三一、法律一七〇)(廻行關係法規)

○私立大学の研究設備に対する国との補助に觸る法律(昭三一、法律一七〇)(廻行關係法規)

○その他関係法令  
(廻行關係法規)

○学校保健法(昭三三、法律五六)

○学校給食法(昭一九、法律一六〇)

○その他関係法令  
(廻行關係法規)

○その他関係法令  
(廻行關係法規)



原案	問題点	説明	問題点
(一) 一般の高等学校は流域政府立とす。	この場合において本邦の教育関係法規の適用については沖縄を一の都道府県のみなし、流域政府はその都道府県の機関とみなす。日本政府(文部省、大臣省、自治省その他)と流域政府乃至これらの中学校との関係は、日本本土の公務員であるが、教育関係法規の適用に關しては都道府県に勤務する地方公務員とみなし、右職員の給与は流域法院の議決を経て流域民立法によつて定められるが、右法院は都道府県議会で定められ、右民立法は都道府県条例みなされ。右民立法は右民立法は我が國の法令に従い、都道府県条例にのみなされる。もちろん、右民立法は行なうべきか。	○ 論争の点たるゝことは問題であるが、さりとて、本邦の他の都道府県の高等学校教職員のへん遂はいられ改善次第をはかり、一方流域政府の公務員もこれに改善をはかる。この問題は、年次計画によつて、逐次改善をはかる。この点とのよつて手順と速度でして逐次本邦の都道府県並みにしてアツズはよりと考えらるが、この点とのよつて手順と速度で行なうべきか。	○ 論争の点たるゝことは問題であるが、さりとて、本邦の公務員の教職員の身分は、流域政府の關係と同様の扱いとする。例えは右の公務員であるが、教育関係法規の適用に關しては都道府県に勤務する地の公務員であり、右職員の給与は流域法院の議決を経て流域民立法によつて定められるが、右法院は都道府県議会で定められるが、右民立法は都道府県条例にのみなされる。右民立法は右民立法は我が國の法令に従い、都道府県条例にのみなされる。右民立法は右民立法は行なうべきか。
大抵といじ、逐次充実してゆく条件が備わらなければならぬ。	○ 一般の高等学校は日本政府立とす。	○ 一般の高等学校は日本政府立とす。	○ 論争の点たるゝことは問題であるが、さりとて、本邦の他の都道府県の高等学校教職員との均衡上一



原案	問	題	明
該市町村に勤務する地方公務員である	○ 教職員の身分取扱い及び給与について、高等学校の	が、その任免は後に述べるところの琉球政府教員会（本邦からみれば沖縄県教員会）が行ない、その給与と同じ問題がある。	琉球政府教員会（本邦からみれば沖縄県教員会）が負担し、その一走割合（日本本土では半額であるが、別に交付税等による財源措置を行なわぬ例では入割）を定める）は日本政府が負担する。
琉球政府教員会（本邦からみれば沖縄県教員会）が負担し、その一走割合（日本本土では半額であるが、別に交付税等による財源措置を行なわぬ例では入割）を定める）は日本政府が負担する。	○ 冒頭に問題として提起した「沖縄教育振興特別措置法」（仮称）との關係はどうか。原案としては、右掲上記のようなものが含まれるべきであると考えるが、特に格差の早期解消のため、特例別措置法の制定は適切であると考え、その内容として（四）教育行政機関を次のように改める。	（四）教育行政機関を次のように改める。 イ 現行の沖縄の教育制度は、都道府県条例をもつて設けられてきる本邦と同様に改めらるべきであるとの意見があるが、これどもうちするか。原案としては前述のとおり残すかどうか、なお検討すべきであるとの意見がある点どうか。	（四）沖縄の教育行政機関について現状のある種度（市町村と別人格の教育を担当する地方団体）の廃止も含まれる。
○ 漢教委員会について高校教員と同じく、身分取	○ 漢教委員会について高校教員と同じく、身分取	琉球政府に教育委員会を置く、以	琉球政府に教育委員会を置く、以

原案	説明	問題点
<p>これは本邦の教育関係法規の適用上は、扱い、給与、人事交流の問題がある。</p>	<p>現行の文教局は、右教育委員会の事務局として残る。右事務局の職員は、都道府県教育委員会とみなされる。</p> <p>琉球政府の公務員であるが、本邦から見れば都道府県教育委員会の職員と全く同様である。</p> <p>&gt; 那覇日本政府南方連絡事務所の教育事務所内の組織とするか。ないしは独立の由先(文部省所管)を設けるべきか。外交交渉の難易も考え、原案は上記のとおりとしたが、この点どうか。なお、文部省省内に沖縄の教育のための連絡調整を行なう独立の課に当る。</p> <p>○ 那覇における日本政府組織は上記のように南方連絡教育事務所を強化し、指導及び連絡と問題点であるが、從来の審議ならびにその後の検討口を設けるよう要請する。</p>	<p>○ 日の産業の進歩の窓口のみで足りるか。</p> <p>○ 次回内閣府内に教育行政と他の一般行政との間の連絡調整のための窓口を設けるよう要請する。</p> <p>以上が既に数回にわかつて審議された原案及びその解説と問題点であるが、從来の審議ならびにその後の検討により、追加補充されるべき問題が一、二点ある。</p>

原案	説明	問題・題点
○ 上記の機関は那場に置くにとどまらず、或いは東京間に本体を置き、下部機関としての協議体を那場において運営する。	日本間に置いて調整委員会のものを設置するにと ては、単に米国民政府に窓口を設けることのみを考慮し ていいが、日常の貿易交渉調整は、ここで解決し得 るとしても、より高度の基本的問題についての協議調 整の必要性が充分予想されるところであり、これらの を拡大して上記の機能を含めることはどうか。 ○ 現在の日米協議委員会及び日米技術委員会の機能 解消のため、常設の協議調整機関の設置の必要性は充 分考慮に値する。この機関における合意決定は、沖縄 (じ)の場合協議委員会のメンバーに文部大臣を加える。 ○ 第二点として残る問題は、冒頭に触れたように司法 権を相手側に残す場合、沖縄に適用される我が国法規 の最終的追徴審査の問題がある。	○ 上記のような措置を打立てることは、訴訟理論体 系として果して可能か。
○ 上記の機関は那場に置くにとどまらず、或いは東京間に本体を置き、下部機関としての協議体を那場において運営する。	（じ）の場合協議委員会のメンバーに文部大臣を加える。 ○ 第二点として残る問題は、冒頭に触れたように司法 権を相手側に残す場合、沖縄に適用される我が国法規 の最終的追徴審査の問題がある。	○ 上記のようないくつかを打立てることは、訴訟理論体 系として果して可能か。
○ 上記の機関は那場に置くにとどまらず、或いは東京間に本体を置き、下部機関としての協議体を那場において運営する。	（じ）の場合協議委員会のメンバーに文部大臣を加える。 ○ 第二点として残る問題は、冒頭に触れたように司法 権を相手側に残す場合、沖縄に適用される我が国法規 の最終的追徴審査の問題がある。	○ 上記のようないくつかを打立てることは、訴訟理論体 系として果して可能か。
○ 上記の機関は那場に置くにとどまらず、或いは東京間に本体を置き、下部機関としての協議体を那場において運営する。	（じ）の場合協議委員会のメンバーに文部大臣を加える。 ○ 第二点として残る問題は、冒頭に触れたように司法 権を相手側に残す場合、沖縄に適用される我が国法規 の最終的追徴審査の問題がある。	○ 上記のようないくつかを打立てることは、訴訟理論体 系として果して可能か。

原 案	問 題 點
<p>的は達成されるにとどまらない。たゞ、一審と進 行して、最終審において現に沖縄に適用される日本法 規がその根柢となる日本国憲法に違反する理由をもつ て無効を宣告するべきか理屈的には考へらるが、 この場合その最終審を琉球政府の裁判所又は米国民政 府の裁判所で行なうことは、我が国法の体系として完 結しないといふそしりを免れない。したがつて、この 審の後に更に本邦の最高裁に上告し得る旨の合意をと りつけが必要がある。以上のうえに立派によつて現 に沖縄に行なわれている法令体系中、立法による 法に関するは、琉球上訴裁判所が最終審、米國の大統 領命令及びこれに基く布令布告については、琉 球上訴裁判の上に更に米国民政府の裁判所が上訴を受け 付けてこれが最終審という訴訟体系に加えて、教育権 返還後沖縄に施行される我が国法の規については、邊境 問題に限つて、琉球上訴裁判の上に我が国法がこの 上訴を受けつけ、これが最終審となるという体系が加 わることとなる。このよつた合意が実施されるな れば、我が国法の最高裁から見て琉球の裁判所による一審 は、あたかも下級裁判所における判決と見られるこ とになり、したがつて教育にかかる「司法」の権能も 一部返還をうけることとなる。冒頭にこの原案は教育 </p>	

